

第 5 回 議会基本条例制定検討会議

1 日 時 平成 2 9 年 9 月 2 7 日 (水) 午後 2 時 3 0 分開会
午後 3 時 5 3 分閉会

2 場 所 議事堂大会議室

3 出席者 委員長 渡辺守人
委員 鹿熊正一、上田英俊、宮本光明
武田慎一、藤井裕久
菅沢裕明、澤谷 清
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正
笠井和広、海老克昌

4 協議事項

- (1) 議会基本条例の論点項目整理
- (2) その他

5 協議の経過概要

渡辺委員長 御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから第 5 回議会基本条例制定検討会議を開会させていただきます。

皆様方には大変お忙しいところお集まりをいただき、まことにありがとうございます。

本日は、まず議会基本条例の論点項目の整理について協議事項とし、前回協議した論点項目において、保留となっている項目について各会派の御意見を伺いたいと思います。

それが終わりましたら、改めて全ての論点項目について条例化への方向性を御協議いただきたいと思います。

渡辺委員長 それでは最初に、配付資料等について事務局から説明を

させます。

事務局（岡本参事・議事課長） お疲れさまでございます。着座にて説明をさせていただきます。

お手元にA3版で「議会基本条例の論点項目における意見等整理表」というのがございます。前回までの各会派の御意見を踏まえまして、16ページにわたりまして、54の項目につきましてのそれぞれの検討についての意見表明等を記載させていただいております。

あわせて、一番右側でございますけど、今ほど委員長からお話があったけれども、条例化への方向性ということで、あくまでも例示ということでございますが、それぞれ「条例化」「規則や要綱、申し合わせ等とするもの」「引き続き、検討するもの」というようなもので、各論点項目、1項目ずつ例示がされております。

また、前回までのいろんな調査事項の関係がございます。例えば保留の事項で趣旨不明という御意見もございましたので、その都度それぞれ御報告もさせていただければと思いますので、その際は御審査をいただければと思っております。

また、もう1種類、A4版の横のものがあります。これは、各会派の皆様方、これから条例化への方向性の御議論の中で、それぞれ意見も考え方もあると思いますので、その際のメモとして、余白にそれぞれ書き込んでいただければと思ひまして御用意させていただいたものでございます。

以上でございます。

渡辺委員長 それでは、マスコミの皆さん、御退室をお願いいたします。

〔報道関係者退席〕

渡辺委員長 それでは、前回までの会議にて保留となっている箇所について、各会派のお考えをお聞きしていきたいと思ひます。

最初に6ページ、4の開かれた議会を実現する項目、につきましてお聞きをいたしたいと思ひます。

それでは、 番目につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 会議の公開、非公開というところは大変重要なところ
ありますので、本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会、代
表者会議など、現在どのような根拠でどうなっているか、もう一度
これは確認させていただきたいと思います。

渡辺委員長 わかりました。

鹿熊委員 そこをちょっと説明願います。

事務局（岡本参事・議事課長） 御説明をいたします。

まず地方自治法の考え方は、本会議は公開をするということでご
ざいます。そして、秘密会については、多数の議決をもって秘密会
をすることができるということになっております。

また、委員会及び協議調整の場としての会議、例えば本県で言い
ますと、協議調整の場は全協とか各会派代表者会議でございますが、
これにつきましては、法の考え方は公開の適用ではなくて非公開と、
ただし、それぞれ会議の性質上、その場で判断して公開することが
できるということになっております。

それで、本県の会議規則等における考え方は、法令の考え方に準
拠して考えておりますので、まず本会議については公開と。それか
ら、委員会については会議規則、委員会条例等につきまして、まず
傍聴は許可をして認めているということでございます。

また、協議調整の場については、各要綱等で定めているものを確
認いたしました。原則非公開、ただし、委員長、座長等の許可に
よって公開をすることができるというような規定になっております。

鹿熊委員 以上の説明を聞きました上で判断しますと、現在の運用で
いいと思います。したがって、この条例で一律に原則公開と書
くのは反対です。

渡辺委員長 次に、会派至誠さん。

杉本委員 私も×です。理由は自民党と一緒にです。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も×で、特に条例化する必要はないというふうに思います。

渡辺委員長 それでは次に、 番目につきまして、公明党さん。前回保留になっていましたので。インターネットによる中継を充実すべきではないかというところですよ。

吉田委員 ここは、必要だと思いますが、条例化の必要はないんじゃないかと。変な言い方ですけど、条例化の必要はないということで×ということよ。

渡辺委員長 わかりました。

それでは次に、10ページをお開きください。5の行政のチェックを強化する事項の⑳㉑についてお聞きをいたしたいと思います。

最初に㉑番目、自民党さん。

鹿熊委員 基本条例ということでの議論でありますから、基本条例にはなじまないという考えでありますので、×です。

渡辺委員長 わかりました。

それと、11ページの㉑番でございますが、県民クラブさん、保留になっておりますけれども。

笠井委員 これ、でございます。

渡辺委員長 わかりました。

それでは次に、13ページ、14ページの6の審議を深める事項、㉒㉓㉔㉕㉖について順次お聞きをいたしたいと思います。

最初に、㉒番の件につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 「積極的な活用」という表現としての条例化は×です。

渡辺委員長 わかりました。

社民党・無所属さん。

菅沢委員 委員会の議案提出……。意味が少し読み取れないんですが、委員会による議案提出について適正で……。委員会による議案提出ちゃ何のことなんですかね。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは申し上げます。

自治法上は委員会で議案を作成して、委員会として提出できることになっております。例えば農林水産委員会で農林水産に関する議員提案条例というものを委員のメンバーで起草して、そして委員会として提出をするというような考え方に基づく論点でございます。

菅沢委員 現状はそういうことは行われていないんだよね。

事務局（岡本参事・議事課長） はい。現状は、例えばこれまで9本の議員提案条例につきましては、自民党会派のほうから提案があって、各会派代表者会議及び議会運営委員会を経て提出してきておられると。それで、それに対して賛同しておられるという形になっております。

菅沢委員 県議会は、それぞれの専門分野と言うと何ですけど、委員会が構成されて集中審議が行われているわけですね。そういう意味では、そういった趣旨を生かす、積極的に議案の提出まで含めて生かすという意味では規定があってもいいんじゃないかと私も思います。

渡辺委員長 ですね。

会派至誠さん。

杉本委員 ×。理由は自民党と一緒にです。

渡辺委員長 それでは次に、㊸番に移ります。

公明党さん。

吉田委員 これは×です。条例化までは要らないんじゃないかと。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 諸派の3会派がまま子扱いされている気持ちはありますが、
だけど、あとのところは全部、そんなにどうも思っていないので、
×でいいです。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も条例化する必要はないというふうに考えています。×
です。

渡辺委員長 それでは、次のページをおめくりください。次に、第㊹

番でございます。

社民党・無所属さん。

菅沢委員 これは資料要求……。この4、常任委員会、特別委員会に資料等が提出される。現状、委員会等では執行部のほうから報告案件があって、あのことですか、これ。資料が提出されておるといのは。

事務局（岡本参事・議事課長） この論点をお聞きした際に言われたのは、報告事項として資料が常任委員会あるいは特別委員会にはあるということですが、委員会として必要な報告を求めたいという場合に規定してはどうかというお話がございました。

菅沢委員 詳細な資料の提出を求めるといことは大いにあっていいと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 そこまでは要らないんじゃないかなと。×ですね。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 ×です。

渡辺委員長 現在のままでいいと。

それでは次に、⑫番に移ります。

公明党さん。

吉田委員 公聴会？

渡辺委員長 公聴会です。

吉田委員 ×です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。理由は自民党と一緒にです。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 私も×です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も×です。

渡辺委員長 わかりました。

それでは次に、④③番でございます。

公明党さん。

吉田委員 条例化は必要であろうと。 です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。理由は自民党と一緒に。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 ×です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 僕も×でお願いします。

渡辺委員長 それでは次に、議会の開始、終了時間、④④番の件でございます。

公明党さん。

吉田委員 ×ですね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。理由は自民党と一緒にです。

火爪委員 ちょっと一言いいですか。質問なんですけど、私、前回、④④番を×にしたんですけど、意味がちゃんと理解できていなくて×にしたということがその後わかりました。

この項目がここに入っている動機をもう一度事務局に説明していただければと思います。

渡辺委員長 わかりました。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは御説明をいたします。

これは、昨年8月の臨時会のときに直面した課題の中で、後から議運の委員長から指摘があった論点でございます。この中身は何かと言うと、開始時間の繰り上げ、繰り下げというのは議長の宣告によってできるわけですけれども、議会が開議していないとできない状況にあります。

ですから、例えば付議事件を付して、臨時会の告示をして、何月何日に告示をするといったときに、会議規則を含めて10時からとい

うことで決まっているので、そのときに、10時からだと言ったら、例えば10時半から用事があるから9時にしてくれんかと言われてもできないと。それが開議中であれば、じゃ、明日は9時から開議しようとか、あるいは10時半から開議しようとかということはできるんですけども、本当に最初の開会日のときの時間というのはもう10時ということでできないものですから、そうであれば、9時からしておいて、そして必要があれば10時とかということでも弾力的にできるんじゃないかという論点でこういう考え方が出たのと、あと委員長から聞いているのは、昔の蒸気機関車の時代の規定じゃないかということでこういう話があったんですが、全国的な事例を調べたら、やはり10時ですね。

以上です。

渡辺委員長 よろしいですか。

火爪委員 結構です。×のままにしておきたいと思います。

渡辺委員長 わかりました。

それでは、次のページをお開きください。次に、15項の7、政策提案型議会になる事項、④⑤についてお聞きをいたしたいと思います。

公明党さん。

吉田委員 条例化、 です。

渡辺委員長 それでは、次に16ページ、8、住民参加に関する事項、⑤⑥、51についてお聞きをいたしたいと思います。

最初に⑤⑥の件でございますが、自民党さん。

鹿熊委員 「公正が確保される公開のあり方について規定すべきではないか」という、引き続いて今も趣旨がわかりません。もう一回説明していただけますか。

事務局（岡本参事・議事課長） これは単独で⑤⑥番の論点になっているんですが、いわゆる議会の公開のあり方というもののプロセスを明確にしてほしいという中で出てきた話でありますので、さきに原則会議を公開するかどうかという中での関連したものだというふう

に御理解いただければいいと思います。

鹿熊委員 じゃ、必要なし。×。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 ×です。

渡辺委員長 それでは次に、⁵¹番ですか。

自民党さん。

鹿熊委員 議会モニター制度の創設、パブリックヒアリングのあり方の部分などで、これは×です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。

渡辺委員長 それでは次に、9番の補則、⁵⁴についてお聞きをいたしたいと思います。

会派至誠さん。

杉本委員 。

渡辺委員長 ありがとうございました。

それでは、最初の項目に戻っていただきまして、条例化への方向性について各会派のお考えをお聞きいたしたいと思います。

例えば条例化すべきとか、規制や要綱、申し合わせ事項とすればいいとか、引き続き検討するとか、こういう考え方を少し皆さんからお聞きをいたしたいと思います。

なお、会派の皆様に申し上げますが、今言いましたような形で、可能な限りお示しをいただければ大変幸いに存じます。

それでは、第1項の前文 につきましてお聞きをいたしたいと思います。

自民党さん。

鹿熊委員 これは、今までの議論を踏まえて条例化すべきであります。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 条例化すべきです。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 条例化すべきでお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 条例化すべきです。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 条例化すべきです。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 1番、条例化です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 条例化すべきです。

渡辺委員長 それでは次に、総則、 の条例化への方向性について
各会派の御意見をお伺いしたいと思います。

自民党さん。

鹿熊委員 とも条例化、1番です。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 基本的なことであり、条例化すべきです。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 条例化でお願いします。

渡辺委員長 ともですね。

火爪委員 はい。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 条例化です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 条例化。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 とも条例化でお願いします。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 条例化でお願いします。

渡辺委員長 それでは次に、2、議会の役割、運営、組織に関する事項、 から の条例化への方向性について各会派の御意見をお聞きしたいと思います。

自民党さん。

鹿熊委員 は条例化、 も条例化です。

それから、 は基本的な事項について明記するように検討し、具体的な運用は規則等に。だから、1と2ですね。緊急事態の対応は条例化、それから議員定数に関することについては、条例化の文言を検討すべきだと思います。

渡辺委員長 条例化を検討ですね。

鹿熊委員 はい。議会事務局の充実強化についても、基本的な表現でもって条例化すべきです。

以上です。

渡辺委員長 あと、鹿熊先生、 の。

鹿熊委員 の議員の責務・活動原則、条例化。政治倫理についても条例化。

渡辺委員長 それでは次に、社民党・無所属さん。

菅沢委員 番目も基本的なことであり、条例化。 番目も当然条例化です。 番目についても基本的なことであり条例化。緊急事態についても条例化。定数・選挙区についても条例化。議会事務局の充実強化についても条例化すべきです。

以上。

渡辺委員長 あと、 番と 番はどうでしょうか。

菅沢委員 番と 番もここに入るんですか。

渡辺委員長 はい。

菅沢委員 これも条例化ですね、 番。 番目も当然条例化であります。

渡辺委員長 それでは、日本共産党さん。

火爪委員 番まで全て条例化をお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 番まで全部条例化です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 番まで全部条例化。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 番だけ規則や要綱、申し合わせ等とするものと、条例化は必要ないのではないかと思って。あとは全部条例化をお願いします。

渡辺委員長 必要ないということですね。

笠井委員 はい。

渡辺委員長 わかりました。

無所属の会さん。

海老委員 私も 番まで全て条例化をお願いします。

渡辺委員長 わかりました。

それでは次に、開かれた議会を実現する事項に入りたいと思います。

番につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 これは、議会意思の決定効果等の県民に対する説明責任ですね。

渡辺委員長 はい、そうです。

鹿熊委員 何らかの規定を置くべきだと思います。条例化。

渡辺委員長 あと、順次お願いします。

菅沢委員 社民党・無所属は条例化です。

火爪委員 条例化をお願いします。

吉田委員 公明党も条例化。

杉本委員 会派至誠、条例化。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 条例化です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 条例化でお願いします。

渡辺委員長 次に、正副議長の責務につきまして。

鹿熊委員 不要。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 責務は当然、きちっと明確に条例化すべきですね。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 今 番ですか。

渡辺委員長 番です。

火爪委員 番ですよ。正副議長の立候補制ですよ。

渡辺委員長 そうです。

火爪委員 私は3番。引き続き、検討。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 不要です。×。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 引き続き検討です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私は不要であると思います。

渡辺委員長 次に、 番につきまして……。

上田委員 委員長、よろしいですか。

今日まで何度かやらせていただいて、会派としてそれぞれ意見で×だとか だとかという形ができていますので、この場でまた確認するというよりも、まず全てが並んでいるものについて条例化するかしないかという形で進めていったほうが、最終的に詰めていく論点が残ってくるのではなからうかと。

ですから、 なら で意思統一、全部一緒くたのやつを先に議論していったほうがスムーズに審議できるのではないのでしょうか。

渡辺委員長 そしたら……。

上田委員 例えば7ページの 番とか。

杉本委員 それから⑳番の×、全部そろっているやつ。それから、㉔番の全部そろっている。

渡辺委員長 7ページの 番、これはもう全て条例化。

上田委員 もう一度発言させていただきますけれども、それぞれ過去の、この委員会においてそれぞれ会派として結論、 ×が出ているものについて当然、いつかは会として決定しなければならない項目だと思いますけども、議事の進め方として、 なら として各会派の意見が一致しているものを先に議論を進めていったほうが、論点が後ほどスムーズになってくるのではないかとということをご提案させていただきます。

渡辺委員長 じゃ、全会派が のものから進めていきますね。

杉本委員 も×のものもいけばいいにか。上から順番に。

渡辺委員長 7ページの 番につきましては条例化で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 じゃ、 のほうだけ行きます。

鹿熊委員 ちょっと待ってください。 番は で、趣旨はいいんですが、「傍聴者への会議資料の公開」という表現をそのまま条例で書くかどうかというのは、例えば傍聴者への会議資料、 でしょう、それから㉔番、ハンディキャップを持った傍聴者への配慮とか、これはもう全員 ですよ。

これ、何も異論はないんですが、条例にどう書くかというのはちょっと検討しましょうよ。というのは、このとおり条例に書くのも少しどうかと思いますよ。

渡辺委員長 ストレートにですね。

鹿熊委員 ストレートに。ですから、趣旨はオーケーで、書き方は開かれた議会という中での、傍聴者への配慮ということは大事だと思いますので、そこら辺は少し検討。趣旨を踏まえて条文化。

火爪委員 今まで確認したのも全部文章は検討するんですよね、これ

からね。

渡辺委員長 ええ。1回は全部事務局で整理して。論点は全部挙げていきますので。

8ページの、それでは次に㉓番目。

鹿熊委員 議会広報の充実も、このとおり趣旨を踏まえた条例案文を考えましょう。

渡辺委員長 順番に。

菅沢委員 今のようなお話は結構ですね。いいと思います。

渡辺委員長 この件について、ほかに何かございますか。

火爪委員 それで結構です。

渡辺委員長 それでは次に、9ページの㉔㉕ですね。

鹿熊委員 不断の議会改革に取り組む姿勢を条例化することは、表現することは大事だと思いますが、議会改革の会議の設置とか議会行動計画というのは要検討だと思います。

改革の意思は条例で書いたほうがいいと思います。

渡辺委員長 ほか、何かございますか。

菅沢委員 そのとおりだと思います。

渡辺委員長 それでは次に、皆さんが賛成したのは㉖番ですね。議会図書室の充実というところですけども。

鹿熊委員 これは規定されてもいいのかなと。条例化していいと思います。

渡辺委員長 ここはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 以上ですね。

それでは、6ページの 番ですね。

この件につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 ×ということになっておりますので、不要です。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 定例会の招集ということではなくて、臨時会のことですか。

ちょっとお尋ねします。

事務局（岡本参事・議事課長） この 番というのは、いわゆる臨時会を想定しております。臨時会というのは、招集権というのは知事にあるんですが、例えば知事が招集に応じないときは議長がそれができるということがあるんですが、議長が議会運営上なかなか招集に応じないという場合に、しっかりそのあたりは責務を規定しておこうという趣旨で、これは山梨県議会の事案を踏まえた論点になります。

これはどういう事例かということ、山梨県議会において当初予算がかかっておったんですが、いわゆる議長が会議を開かなかったということで予算が流れてしまったということで、その反省に基づいて規定をしたという論点でございます。

これは、山梨県議会に視察に行っておられた先生方もこの中におられると思うんですが、そこから出たものでございます。

菅沢委員 やっぱり県政の動向や議会の責務というものを踏まえながら、機動的に対応するということがあっていいと思います。条例化です。

渡辺委員長 これは条例化ということですね。

日本共産党さん。

火爪委員 不要ということにしました。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 必要なんですけど、一応3番の「引き続き、検討するもの」ですね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 これ、今まで話しして、 は条例化すべきだし、×は不要なんやちゃね。これ、どうやって決めていくかということも決めないとなかなか決まらんと思うがで、1つには、多数決で載せるのか、それとも1つでも反対したらやめるのか、それとも何%以上賛成したら載せるのかということをおある程度決める必要があるがないけ。

そうせんと、こんなもんみんなに聞いておったって同じことになるよ、と×と。

渡辺委員長 でも、それはこの後また精査しますので。

杉本委員 そういうがだったら、僕の場合はこれ、×だから不要やちゃ。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 これは条例化していただきたいと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私は不要です。

渡辺委員長 それでは次に、番目に行きたいと思います。

自民党さんはこれは不要で。

鹿熊委員 不要です。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 私たちはこれはもう基本的、原則的な立場をいつも主張していますので、開かれた議会、これは公開を原則にすると。非公開とする場合は、それは全員の協議の中でそういう方向があればいいわけで、規定は条例化です。

渡辺委員長 共産党さん。

火爪委員 条例化でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 これは×で、やっぱり非公開の協議または調整の場は必要であるという。「引き続き、検討」ですね。

火爪委員 ×になっている会派には意見を聞かなくてもいいんじゃないでしょうか。

杉本委員 聞かんでもいいちゃ、そんなもん。一緒のことだもんに。

渡辺委員長 それでは、は条例化、×はそういうことで、それによるしいですか。

事務局（岡本参事・議事課長） 必ずしもこれ、×、というの
は条例化の、×、ではなくて、論点として必要かどうかという

議論をしております、その際、これを条例化までしていかなきゃいけないものなのか、会議規則とか各会派の申し合わせ事項にするのかという手法論を今お聞きしておるわけでございます。

火爪委員 じゃ、×でも聞くわけだ。

吉田委員 1、2、3のどっちかが大事だということなのね。 だろうと×だろうと。

宮本委員 ×は聞かなくてもいいがやちゃ。 は……。

火爪委員 いやいや、私は今そう聞いたんだけど、今の事務局の説明は、×であっても、条例化を×としたのであって、×と言ったんだけど、規則や要綱、申し合わせに入れるべきだという考えもあると思うので改めて聞くと言われた。

宮本委員 ああ、2番ということがあるから。

渡辺委員長 2番、方向性ですよ、大きな。

宮本委員 でも、2番というのは、それはいつでも規則やそこへ書き込んでいけばいいわけであって、今聞きたいのは、条例の文章として載せるのか載せないのか。だから、×は条例に載せないと言っているんだから、 の人でも、必要だけど条例に書くべきなのか書かないのかという判断をしていただいたほうがわかりやすいということでしょう。×は最初から条例……。

火爪委員 でも、×でも、要するに、この委員会で条例化とあわせて議会改革についても検討するって決めたので、引き続き議会改革の中でやるのか、それもしないでいいのかという仕分けもしておきたいわけやちゃ。

宮本委員 ああ、なるほどね。それは後でもいいと思ったものだから。 条例に書くか書かんかだけを先に決めたほうがいいと思ったものだから。

火爪委員 また ×、後でやらんならんねか。

宮本委員 でも、ここに載っていることは全部重要なことなから、どの場でもいつも議論すればいいことだから、別にいいと思う。

いいです。ごめんなさい。委員長、どうぞ進めてください。

渡辺委員長 じゃ、杉本さん、それでよろしいですね。

杉本委員 僕は×は全部×。

鹿熊委員 条例化しなくてもいいということですね。

杉本委員 うん。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 私、ですよ。条例化で。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 番は×です。条例化しなくていいです。

渡辺委員長 それでは次に 番。

自民党さん。

鹿熊委員 ×。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 考えているんですけども、公開は原則で、場合によっちゃ非公開もあっていいんですけども、「公開の推進」というキーワードが非常に大事だと思いますので、インターネットだけではないようにも思います。ですから、表現としてインターネットということを経験するとすることはどうかなとは思いますがね。

ただ、いろんな手段によって公開の推進ということはいいいと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も条例化は結構です。2番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 ×で、条例化の必要はないと。だから、2の「規則や要綱、申し合わせ等とするもの」という状況だけど、一応×。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 。

火爪委員 だから、どういう かって。

杉本委員 条例化することやちゃ。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 1番。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 条例化する必要はないんですけども、2番で。

渡辺委員長 それでは次に、 番につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 ×。条例化は不要です。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これはいわゆる公開とか情報開示は原則にしながら、その手段、手法については条例化でいいと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 2番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 3番でお願いします。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 2番。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 不要です。×です。

渡辺委員長 それでは次に、 番の会議資料の公開につきまして、自民党さん。

杉本委員 それはさっきやった。

渡辺委員長 それは全員1番で。

じゃ、 番に入ります。

自民党さん。

鹿熊委員 ×。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 議会活動の報告ということは大事なんですけども、報告会でもってやるのかどうかまでは引き続き検討ですね。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も3番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 ×。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。理由は下に書いてあるとおりです。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 ちょっと実情に合わないのだから必要ないと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 ×で不要です。

渡辺委員長 それでは次に、⑳番につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 ×。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 ちゃんといろんなことを報告していくということは必要な
んですけども、条例まで定める必要はないでしょう。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 不要です。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 不要です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 不要です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 不要です。

渡辺委員長 それでは、㉑番は全ての方が要らないということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは次に、次のページの㉒番です。

自民党さん。

鹿熊委員 ×。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これは、議決をするについても多数決でやるわけですから、その後の情勢変化とか県民の世論に耳を傾けるという観点をさらに追及するという意味では、少数意見の尊重も含めて附帯決議というのをしっかり保障するということはあっていいと思う。条例化したらいんじゃないか。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 2番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 ×です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 不要です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 不要です。

渡辺委員長 それでは次に、次のページの専門的知見の活用ということで、⑳番につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 これは現在の運用でよろしいので×。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 こういう姿勢はしっかり、要するにすぐれた知見であるとか県民の世論に真摯に耳を傾けるという姿勢は堅持すべきです。

しかし、こういうことは条例化ということよりも、もっと基本的な、理念的な規定の中で対処できないでしょうか。

渡辺委員長 それでは次に、日本共産党さん。

火爪委員 2番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 1番でお願いします。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 2番でお願いします。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も2番でお願いします。

渡辺委員長 次に、⑳番は全員が×ですので、不要ということで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは次に、㉑番に移ります。

自民党さん。

鹿熊委員 ×。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これは要するに、議決事件の追加という項目の中に入るわけでしょう。㉒㉓㉔というのはね。

渡辺委員長 はい。

菅沢委員 私たちは、具体的にどういう項目を議決事件案件として、要するに列挙的に規定するかということについては必要ないと思いますが、議会の職務を権限として議決事件というものの追加は必要に応じて具体的に対処するという基本的な規定は持つべきだと思います。個別の案件を列挙して確認するという必要まではないと思います。

渡辺委員長 それでは、日本共産党さん。

火爪委員 2番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 ×です。基本条例にはなじみません。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 1、2、3しか書いてないけども、4、不要。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 同じく4、不要。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 僕も不要です。

渡辺委員長 それでは次に、③⑩番は全員×ですので、これは不要ということにさせていただきます。

次に、③⑪番、知事等との関係の基本原則ということで、自民党さん。

鹿熊委員 ×。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これは、もっと理念的な、原則的な規定の中で二元代表制なんかをしっかりと基本条例の中でも確認するとすれば、必ずしも書かなくていいだろうと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 理念的なことをちゃんと書いておくということは必要だと思います。1番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 私も で、1番ですね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 4、不要。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 1の条例化でお願いします。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 ×です。3番でお願いします。

渡辺委員長 それでは次に、③⑫番の件につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 条例化は不要です。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 知事等による説明をなぜ特別に取り上げて、キーワード「予算、重要施策の議会への迅速な説明」「適時適切に説明」ちゃ、現実に行われているのかどうかということになってくると、私はかなり疑義がありますから、あえて書いたらどうかね。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 不要なので、4番。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 で条例化です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 はい。4番、不要。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 1番でお願いします。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 4番です。

渡辺委員長 それでは次に、③番につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 不要。要りません。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 現実に県政執行の実態を見ると、私はあえてこういうことがあってもいいんじゃないかと思っております。

渡辺委員長 必要ということですね。

菅沢委員 はい。あえて。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 実地検査権、実際は難しいということで、不要にしたいと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 ×です。不要です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 4番、不要。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 同じく4番、不要。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 4番です。

渡辺委員長 それでは次に、③④番の反問権につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 1 番。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 付与していいと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 1 番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 ×ですね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 1 番、条例化。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 4 番、不要です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 1 番です。

吉田委員 公明党は×だけど、一応3番ね。「引き続き、検討するもの」。

×けども3。

渡辺委員長 それでは次に、㊸番ですか、文書質問につきまして、自
民党さん。

鹿熊委員 ×。不要、4番やね。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これ、改めてキーワードに「口利きの防止」「透明化」とか
「可視化」、文書質問というのは、議会の審議等で手続に基づく決ま
り、規則でやっていますけれども、それで不十分な場合に文書質問
ということなんですか。ちょっとこれ、質問してみたいと思う。ど
ういうことなんですか。

事務局（岡本参事・議事課長） この論点が出てきた背景は、国会の
質問趣意書に準じて地方議会でもというような論点の考え方でござ
います。

通常の国会での質問趣意書につきましては、各関係省庁に質問趣
意書を出しますと、責任を持って内閣で審議をした上で回答してい

くということでございますので、資料要求という観点ではなくて、県政等に質問に対して責任ある答えを文書でいただくという形の趣旨の論点でございます。

菅沢委員 前回×にしていますけれど、現実には議会の質疑の中で、当局の答弁の中に、曖昧であったり、整合性のないものや事実を反することもあったりするという印象を私は持っています。

そういう意味で、非常に疑義を感ずることがあるので、あえて改めて、次の機会に口頭の論議に持ち込むということがあるかもしれませんが、文書による質疑もあっていいと思います。条例化です。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 3番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 公明党は×です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 4番、不要。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 これ、大変大きい項目だと思うんです。我々が質問しても曖昧模糊として答えなかったり、議会で本当に答えとして出てこないことも多数ありまして、それは制度論としてしっかりと条例化することが必要だと思います。

個別事案なので、相手方もあることですし答えられないとか、そういうことが非常に多いです。ですから、しっかりと回答を担保できるように条例化すべきだと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私、これ、4番でお願いします。

渡辺委員長 それでは次に、③⑥番の討論の積極的活用というところですけれども、自民党さん。

鹿熊委員 多分条例の中で、どこかの条文に「議員間の討論」という

表現が出てくると思うんですが、それはそれでいいんです。ただ、「積極的な活用」というものは要らないということです。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 私も議員間の討論は大いにあっていいと思いますが、そのことによって物が決するわけじゃありませんから、これは別に条例化しなくてもいいんじゃないのかなと思います。

ちょっと、 を、そういうことで変更になったもので。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 3番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 ×です。質疑を充実すればよいということで。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 4番、不要。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 2番でお願いします。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 不要です。4番です。

渡辺委員長 それでは次に、③7番の決算特別委員会の充実につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 これも、多分条例のどこかに「委員会審議の充実」という文言が出てくると思うので、それでいいと思います。あえて「決算特別委員会の充実」という表現は要らないということです。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 決算委員会の充実ということは積極的に追求していいということを提案させていただいておりました。しかし、委員会条例の中にある規定の積極的活用ですね、このことで当面の決算委員会の充実に向けて、自民党さんが理解を示されたことは非常に大きかったなと思っていまして、今この条例化をする必要はないと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も2番でいいと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 私も2番でいいと思います。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 これ、 になつとるがだけど、ちょっと考え方が変わってきたので3番。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 予算審議に比較して決算審議が非常に希薄のような気がします。1番の条例化でお願いします。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 条例化する必要はないと思いますけども、私も2番でお願いします。

渡辺委員長 それでは次に、㊸番の委員会の議案提出権の活用について、自民党さん。

鹿熊委員 これも委員会審議の充実というところで、どこかで多分出てくると思うんですが、この「委員会の議案提出権の活用」という文言は条例では不要というふうに思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これは私どもも積極的な活用ということについて ということだったんですが、条例化まではいいんじゃないかと。委員会の審議等の充実という、自民党さんと同じような考えです。

渡辺委員長 共産党さん。

火爪委員 今は必要ないけれど、今後、各会派の状況に応じて委員会で出したほうがいいということが出てくるような状況になるかもしれません。3番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 条例化まではいかなくて、でも、2番の規則や要綱、申し合わせというところがございます。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×にしたけど、3番でお願いします。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 1番、条例化でお願いします。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私もこれ、3番でお願いします。

渡辺委員長 それでは次に、発言のあり方ということで、③9番目につ
きまして、自民党さん。

鹿熊委員 キーワードの「質問質疑の充実」というのは、条例のどこ
かで記載されると思います。したがって、条例上、こんな具体的な
ことは要らないと。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 現状の問題として、審議を尽くすということ、そして議員
のそれぞれの発言権を保障するというような意味合いも含めて、私
は回数や時間、そういうものを、会派とか会派の構成人員等によっ
て今格差が出ておりますけれども、私はこの現実問題に直面して非
常に矛盾を感じ、私は議員の本来的な責務を果たしていくについて
の壁だというふうに思っておりますので、あえてこれは条例化して
おいたほうがいいと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も、質問質疑の充実ということを経典化に位置づけて、
鹿熊さんが言われましたけど、こういう具体的なことは規則や要綱、
申し合わせ等で決めていくということで、条例化でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 ×で、今後検討ということで、条例化は不要であると。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 3番。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 共産党さんと同じ考えです。質問質疑の充実は条例化に明
記をしていただいて、細かいことは規則、申し合わせに準じていく

のがいいと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私は条例化する必要はないと思います。具体的なところまでは記載せずに。

渡辺委員長 それでは、次の④番につきまして、これは全て×で、県民クラブさんだけが前回 だったんですけど、不要ということで、皆さんよろしいですね。

笠井委員 はい。

火爪委員 すみません、いいでしょうか。

私、×にしたんですけど、ちょっと不理解があったようなので、常任委員会の中での議員相互の討議という意味について、ちょっと事務局に再確認、説明をお願いしてもいいでしょうか。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは、この④番の論点で、政策討論委員会というのは、議員相互の討論ということで、その趣旨に基づいて設置されている委員会ですが、常任委員会の規定の中で関連質問ができるということになっております。

御承知のように、常任委員会の質問は、あらかじめ質問を当局が振って、順番に手を挙げて質問して当局で答弁をしているんですが、非常にその委員会に所管している分が限定されているので、例えばA議員が質問した後にB議員が関連質問という発言をすれば、そこは委員長の判断で関連質問が認められることになります。

ここの論点の意味は、そういう中で、常任委員会でのいわゆる議員相互の討議を経ていこうという趣旨で出ております。

ただ、本会議は、もしそういう急に手を挙げられて、これも関連質問、本会議でもできるんですが、もし挙げられた場合は、暫時休憩をして議運を開くという形になりますけれども、常任委員会においては委員長の判断でできるということでございます。

火爪委員 できるというのは、どこかに今規定があるんですか。

事務局（岡本参事・議事課長） ええ。関連質問という規定があるの

で、できます。

火爪委員 じゃ、ついでに、×にしましたけど、2番ということで、日本共産党の場合は処理しておいていただきたいと思います。

渡辺委員長 はい、わかりました。

それでは、次のページですけれども、ここは皆さん全て×ですけれども、社民党・無所属さんが条例化ということになっているんですけど、いかがでしょうか。

菅沢委員 条例化まではいいんじゃないかな。

渡辺委員長 じゃ、不要ということで。

菅沢委員 こういったことが徹底されるような当局の姿勢というか役割を求める、何か一般的な、もっと理念的な規定があったらいいと思うんですけど、実際には、もっと資料の提供なんかは十分してもらいたいと思いますね。そういうことが多くあります。例えば、高校再編問題に絡んだ重大問題ですよ。

渡辺委員長 わかりました。

それでは、同じく④番ですけれども、これも社民党・無所属さんだけが だったものですから。

菅沢委員 これも別に条例化まではいいんでして、しっかりとこういうことが大事だという、何か一般的な規定はないんですかね。

渡辺委員長 それでは次に、④番の請願者、陳情者からの意見聴取の件、自民党さん、不要でよろしいですか。

鹿熊委員 不要で、運用でいいと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 運用で私もいいと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 1番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 ④ですね。 、条例化です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 4番、不要。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 4番、不要。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 4番、不要です。

渡辺委員長 わかりました。

それでは次に、④につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 不要です。

渡辺委員長 社民党・無所属の会さん。

菅沢委員 ここまでは規定、条例化までは、運用でぜひ。

渡辺委員長 わかりました。

あと、以下、皆さん、不要ということによろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 わかりました。

それでは次に、⑤番につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 議会の政策立案能力の向上を図るべきでないか。これ、キーワード、「積極的な政策提言」とか「国等への要望提言」とかというのは、多分条例のどこかで出てくると思うので、それでいいと思います。あえてこういう趣旨のものは要らないと。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これはやっぱり、役割として重視をしていいわけで、理念的な規定でいいんじゃないかと私たちは思います。条例化ですね。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 条例化も含めて でいいんじゃないですか。

渡辺委員長 あっ、共産党さん。

火爪委員 どうぞ先に。

吉田委員 公明党は の1。

渡辺委員長 共産党さん。

火爪委員 基本的な表現でいいですけど、条例に入れておくべきだと

思います。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 3番。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 1番。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 条例化する必要はないと思います。ただ、文言がどこかこの基本条例の中に入れていけばいいというふうに思います。

渡辺委員長 それでは次に、議員研修の件ですけれども、④⑥番、この件は全員不要なんですけど、公明党さんだけ なんですけども。

吉田委員 何せ条例化したほうがいいと。

渡辺委員長 わかりました。

あとの方は不要ということによろしいですか。

〔「不要」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは次に、④⑦番です。自民党さん。

鹿熊委員 不要です。運用で。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これも理念的にはこういうことは押さえておかなきゃならんと思いますが、具体的な条例まではいいいんじゃないかなと。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 2番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 ④⑦番ですね。条例化です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 4番、不要。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 同不要。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 4番、不要です。

渡辺委員長 わかりました。

それで、④⑧番は全員が ですので、これは条例化になります。

次に④⑨番、自民党さん。説明責任。

鹿熊委員 説明責任というのは、そういう文言は条例上出てくると
思います。それはどこかで出てくると思うんですが、このような表現、
「公正な開かれた議会」というのはいかがかと思います。したがっ
て、よく文言を検討してください。④⑨番での決定結果や形成過程等
を説明する方法についても盛り込むべきでないか、ここはまさに運
用だと思います。

渡辺委員長 不要ということですね。

社民党・無所属の会さん。

菅沢委員 開かれた議会、公開の原則を明言的に表現すればいいんじ
ゃないかと思いますので、あえて県民に対する説明責任とかという
形での条例化はしなくていいんじゃないか。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 「公正で開かれた議会」という表現をどこかに盛り込んで
もいいですし、ここで独立した章立てをしてもいい、どちらでもい
いと思います。結果として条例化という、どこかで条例化。条例の
中に入れると。独立させるかどうかは別としてということで、1番
でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 条例化ですね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 4番、不要。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 同不要。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 4番です。

渡辺委員長 それでは次に、⑤⑩番ですけれども、自民党さん。

鹿熊委員 不要です。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これは④の議論と同じで、どこかで明言的に表現されれば個別にはいらない。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 2番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 3番でお願いします。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 4番、不要。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 4番、不要。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 不要です。

渡辺委員長 それでは次に、県民参加ということで、⁵¹番の議会モニター制度の創設という件ですけれども、自民党さん。

鹿熊委員 不要です。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これはやっぱり、さっきからの開かれた議会、公開の原則の観点から、これはあえて県民参加ということで条例化してもいいんじゃないかと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 2番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 2番でお願いします。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 4番、不要。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 同不要。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 不要です。

渡辺委員長 それでは次に、⁵² 番の主権者教育の推進について、自民党さん。

鹿熊委員 これは不要です。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これ、規定があつていいとなっていますけども、この表現が、主権者教育なんて我々言えるのかね。私はこういう表現での規定は必要ないと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 表現を検討することは賛成です。1番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 私も1番でお願いします。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 になっているけど3番。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 1番でお願いします。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も3番でお願いします。

渡辺委員長 それでは最後の項目、補則ですけれども、⁵³ 番目につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 ここに書いてある、最高規範性というのは書くべきでないと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 基本条例というのは、もちろんその上に地方自治法とか憲法とかあるわけですけれども、我々富山県議会の立場から言えば、最高規範性を持ってしかるべきだと思いますので、そういう意味での、表現は最高規範性なんていうことはどうかと思いますが、もう少し基本条例を我々はまさに基本を踏まえた議会改造という観点で、

もっと表現を考えていただいて条例化すべきだと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も、議会基本条例が規則や要綱の上位に位置づけられる
という意味のことは書いておくべきだと思います。表現は検討すれば
いいと思います。1番でお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 私も1番の条例化でお願いします。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 4番、不要。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 文言の検討をしつつ、1番、条例化でお願いします。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 4番でお願いします。

渡辺委員長 それでは最後に、⁵⁴番につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 これは検討していけばいいんじゃないでしょうか。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 当然、見直しの規定はあっていいと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 当然、見直しの規定は必要だと思います。1番です。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 私も条例化が必要です。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 3番。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 ⁵³番で条例化をお願いしている以上は、これ、見直しは必
要で条例化でお願いします。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 3番でお願いします。

渡辺委員長 どうもありがとうございました。

それでは、きょうの論点整理ほか、皆様の方向づけは全て各会派の皆さん方から御意見をお聞きしました。

本日の協議等の結果について事務局でまとめまして、後日、各委員へ配付をさせていただきます。

また、本日の議論の中で各委員から提起のあったことについては、また事務局において調査するようお願いをいたします。

それでは、次、何かございますか。

鹿熊委員 ここまで議論して詰めてきた上は、次は、条文案の素案の素案みたいなものも出さないと、議論はそれで進展しないような気がいたしますので、そういう方向で検討していただければ。

渡辺委員長 わかりました。

それでは、特になければ、先般8月29日に開催しました第3回議会基本条例制定検討会議で御議論いただき、論点整理を終えた時点で県民に公開する場を設ける場を設けることといたしましたので、私のほうから提案を申し上げたいと思います。

事務局より資料の配付をお願いします。

〔事務局資料配付〕

渡辺委員長 一応こういう形の公開討論会を私、考えておきまして、県民にこれまでの経過及び条例に盛り込むべき項目について公開し、開かれた議会を考える契機といたしたいと思います。

日時は平成29年10月30日の月曜日、県民会館を予定いたしております。

そして、第1部で、基調講演として、地方議会のあり方、地方自治法施行70周年の年でもございますので、こういうことを今考えております。

そして、第2部におきまして、富山県議会がきょうまで進めてきたような取り組みにつきまして、私のほうから少し話させていただきます。

そして、公開討論としまして、富山県議会基本条例について、こ

れまでの論点整理の経過と条例に盛り込むべき項目等々でいろいろと議論が対立する部分もございます。

そして、今ほど鹿熊議員からも提案がございましたように、それらも踏まえまして、公開討論を行う前に、各委員による事前打ち合わせ等も開催する予定に一応いたしております。10月27日にまた御案内申し上げますので、その中でこのすり合わせと申しますか、どのような形で、あと公開を含めて、広報を含めてやっていくかということと27日にいろいろと精査して、もう一回、当然、非公開で会議をしていきたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

このように進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

火爪委員 ちょっと一言いいですか。

開催自体は賛成です。平日の午後ですよ。どれだけの人来ていただけるのか大変不安な、本当は土日とか平日の夜がふさわしいんじゃないかと思えます。ただ、もう迫っていますので、これから案をひっくり返すと事務局が困るんだろうなと思えます。会場をどのくらいの器にするのかということも含めて、慎重な検討が必要なのではないかなと思えます。

渡辺委員長 それでは、本日議論があったことにつきましては、私のほうから報道機関に一回リリースをしたいと思えますので、ぜひ御一任をお願いしたいと思います。

同じく決定されました会議録の公表につきましては、おおむね2週間後を目途に議会のホームページ等に公表する予定としたいと思います。

なお、本日の資料は委員会限りとし、公開されるまで取り扱いには十分注意をお願いいたします。

渡辺委員長 その他何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

事務局（岡本参事・議事課長） すみません、ちょっと事務局から発

言をお許しいただければと思います。

今ほど本会議の論点で、条例化の方向性が決まったものをちょっと再確認させていただきます。

1 ページの 、 2 ページの 、 3 ページの 、 4 ページの
、 5 ページの 、 6 ページの 、 7 ページの 、 8 ページ
の②と③、 9 ページの⑤と⑥、少し飛びまして15ページの④、ただし、先ほど鹿熊委員初め委員各位から御発言がありましたように、この論点の文言がそのとおりになるというわけではなくて、文言も十分この後気をつけていかなきゃならないという前提で、この論点については条例化の方向ということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局（岡本参事・議事課長） すみません、まだ2つあるんですけど、もう1つは、前回、第4回の委員会の後、委員長の記者会見時に、一部報道機関から、きょうお配りしているような会議の資料もネット上で掲載してほしいという希望がございました。閲覧コーナーで公開しておりますということをきちっとお伝えしましたところ、御理解を得たわけでございます。

資料掲載につきましては、例えば議案なんかはネット上では掲載をしておりませんので、今後、そういう要望があれば、また各会派にお諮りの上、検討していきたいと思えます。

また、先ほど委員長が御提案をされて御了承いただきました議会の基本条例制定検討会議の公開討論会の事前の打ち合わせを、10月27日金曜日の午後1時半からこの場で開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

火爪委員 委員長、確認ですけど、よろしいでしょうか。

今、全会派が盛り込むということで一致したことについては条例化ということできょう確認をいたしました。

それ以外に、×という箇所が1会派とか2会派とかあるようなところは条例化の追加があるんですね、の確認です。

事務局（岡本参事・議事課長） それは引き続き調整が必要だと思っておりますので、また各委員にお諮りをした上で、どのように進めていけばいいかお諮りしたいと思います。

火爪委員 了解です。

渡辺委員長 それではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、そのような形にさせていただきます。

以上で予定しておりました議題の協議は終わりました。

渡辺委員長 これをもって第5回議会基本条例制定検討会議を閉会いたします。

御苦労さまでございました。